

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 県有林極印取扱規則
- ◇告示 土地の公用廃止
計量器定期検査の実施
指定医師の取消
米穀とう精業者の登録
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の收支報告書要旨
- ◇公告 昭和三十二年鳥取県吏員昇任試験及び期限付職員措置試験の実施

規則

県有林極印取扱規則をここに公布する。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十九号

県有林極印取扱規則

県有林極印取扱規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十七号）の全部を改正する。

（総則）

第一条 県有林に使用する極印（以下「極印」という。）の取扱については、この規則の定めるところによる。

（様式その他）

第二条 極印の印面の様式及び構造は、次のとおりとする。



円形、直径三センチメートル、鋼鉄製矢研彫、字体ゴチック体

（使用）

第三条 処分する目的で立木、伐倒木、被害木等の引き渡をするときは、次の区別に従つて極印を使用する。

ただし、胸高直径六センチメートル以下の造林地の間伐木及びぼう茸林の場合には、適当な方法によつて引

渡物件であることを表示し、極印の使用を省略することが出来る。

一 毎木引き渡にあつては、その根ぎわ

二 区域引き渡にあつては、その区域の内縁にある引渡立木の根ぎわ

第四条 前条の規定によつて引き渡した立木の伐跡検査をする場合は、次の区別に従つて、極印を使用する。

一 毎木検査にあつては、その伐根の断面

二 区域検査にあつては、前条の規定により極印を押し印した立木の伐根の断面

2 前項の場合に存置立木があるとき又は棄権木のあるときは、既押の極印を消さなければならない。

第五条 極印は、黒肉をもつて押印する。

第六条 極印の誤押、契約の変更その他の事由により既押の極印を消すときは、重印又は朱肉を使用する。

第七条 積雪その他の事由によつて所定の位置に押印することが困難な場合には、適当な位置に押印することができる。この場合においては、所定の位置に押印す

ることが困難な理由が解消後、すみやかに所定の位置に押し換えなければならない。

(管理)

第八条 極印は、林務課長が保管する。

第九条 極印は、林務課長が指定する職員でなければ使用することができない。

第十条 職員が極印を使用したときは、使用後すみやかに返還しなければならない。

第十一条 林務課長は、極印授受簿(別記様式)を備え、極印授受に関する事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿には、首葉に極印を明示し、これは番号を附記しなければならない。

別記様式

極印授受簿

番	交	返	使用	使用	印	考
号	付	還	の	者	備	
月	日	月	理	氏	考	
印	課	課	由	名		
日	長	長				
印	印	印				

備考 授受簿には、極印番号ごとに口座を分けて記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

次の土地は、その用途を廢止する。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

検 査 日 時

九月三十日午前九時から午後三時まで

十月 一日

二 日

三 日

四 日

五 日

検 査 区 域

米子市彦名町

大崎、葭津

大篠津町

和 田 町

富 益 町

夜 見 町

検 査 場 所

米子市役所彦名出張所

崎 津

大 篠 津

和 田

富 益

夜 見

鳥取県告示第四百四十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定により、米子市及び倉吉市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 西伯郡西伯町大字北方字河原式百六拾九番地先堤塘敷 三十四坪

(関係図面は土木部管理課保管)

米子市の内啓成、明道、就將、義方小学校の校区 啓成小学校

"	二十一	"	"
"	二十二	"	"
"	二十三	"	"
"	二十四	"	"
"	二十八	"	"
"	二十九	"	"
"	三十	"	"
"	三十一	"	"
"	七日午前九時三十分から午後三時まで	倉吉市灘手地区	灘手小学校
"	八日	上北条地区	上北条小学校
"	九日	上井地区	上井公民館
"	十日	西郷地区	西郷小学校
"	十一日	上灘地区	上灘小学校
"	十四日	成徳小学校の校区及び岡田	倉吉市役所
"	十五日	明倫小学校の校区	明倫小学校
"	十六日	"	"
"	十七日	"	"

稗町一丁目米子市中央公民館

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施

期間を昭和三十二年九月三十日から十一月十日までとする。

鳥取県告示第四百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による指定医師の指定を次のとおり取消する。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

取消診療科名 耳鼻咽喉科

氏名 立川 武

住 所 米子市末広町米子鉄道病院

取消理由 退職

鳥取県告示第四百四十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおり米穀とう精業者の登録をした。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第三二八号

氏名 教 賀 弘

工場の所在地 鳥取市賀露町一、三九九

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二 期間 昭和三十一年一月一日から
昭和三十二年六月三十日まで (定期)

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
春日村農村青年連盟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
機関車政治連盟米子支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
原爆戦争阻止政策後援会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
自治労政治連盟鳥取支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
自由民主党岩井支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
自由民主党鳥取支部連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
自由民主党鳥取支部因幡部会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
自由民主党鳥取支部因幡部会西気高支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
自由民主党本庄支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
清風会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
全日本自由労働組合鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
直道会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
鳥取県医師連盟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から

鳥取県会自由民主党	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
鳥取県自由党青年部西部地区支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
鳥取県西部地区青年団協議会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
鳥取県青谷町徳安後援会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
日本共産党伯西地区委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
日本社会党鳥取県連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
日本社会党鳥取支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
溝口町同志会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から
民有林振興協会鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十一年一月一日から

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
自由民主党鳥取支部連合会	1,000,000円	1	山陰合同銀行鳥取支店		鳥取市
自由民主党鳥取支部	1,000,000円	2	日ノ丸自動車株式会社		"
日本社会党鳥取支部	5,000円	1	遠藤 茂	知事	"

支出の総額	件数	支出の目的
八、〇〇〇	二	給与費
一、八九五	一	貸付金
一七、〇〇〇	一三	給与費
二二、二〇〇	五	旅費
五〇、九五八	一〇	通信費
一、〇〇〇	一	備品費
一二五、四〇〇	一〇	事務所費
一四九、五四四	一六	会議及び部会費
二〇〇、〇〇〇	五	返済金
三〇、〇〇〇	一	仮渡金
五二、〇三〇	一一	雑費
二、三三〇	一	文具費
四、二一〇	一	通信費
一一、八九〇	一	会議費
六、〇〇〇	一	給与費

日本社会党鳥取県連合会 二〇、〇〇〇 五 給与費

日本社会党鳥取支部 三、五〇〇 一 会場費

一、五〇〇 一 印刷費

公 告

昭和三十二年鳥取県吏員昇任試験及び期限付職員措置試験につき次のように公告する。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県人事委員会

一試験の対象となる職

1 昇任試験

一般事務職、学校事務職(小、中、高等学校の事務職員の職)土木職、建築職、農業職(農業改良普及

〔 支 出 〕

政党、協会その他の団体名

支出の総額 件数 支出の目的

原爆戦争阻止政策推進委員会

八、〇〇〇 二 給与費

自由民主党鳥取県支部連合会

一、八九五 一 貸付金

自由民主党鳥取県支部連合会

一七、〇〇〇 一三 給与費

自由民主党鳥取県支部連合会

二二、二〇〇 五 旅費

自由民主党鳥取県支部連合会

五〇、九五八 一〇 通信費

自由民主党鳥取県支部連合会

一、〇〇〇 一 備品費

自由民主党鳥取県支部連合会

一二五、四〇〇 一〇 事務所費

自由民主党鳥取県支部連合会

一四九、五四四 一六 会議及び部会費

自由民主党鳥取県支部連合会

二〇〇、〇〇〇 五 返済金

自由民主党鳥取県支部連合会

三〇、〇〇〇 一 仮渡金

自由民主党鳥取県支部連合会

五二、〇三〇 一一 雑費

自由民主党鳥取県支部連合会

二、三三〇 一 文具費

自由民主党鳥取県支部連合会

四、二一〇 一 通信費

自由民主党鳥取県支部連合会

一一、八九〇 一 会議費

自由民主党鳥取県支部連合会

六、〇〇〇 一 給与費

員の職を含む。)林業職(林業技術普及員及び林業経営指導員の職を含む。)畜産職、水産職、蚕糸職、農業土木職、生活改良普及員の職

験できません。

〔 昭和三十二年九月一日現在において次の学歴別経験年数を有する者 〕

学 歴	経験年数
短期大学卒業以上	六月以上
新制高校卒業	四年以上
旧制中等学校卒業(五年制)	五年以上
〃 (四年制)	六年以上
旧乙種中等学校、実業補習学校卒業	九年以上
新制中学校	九年以上
高等小学校卒業	十年以上

2 期限付職員措置試験

一般事務補助職、土木技術補助職、林業技術補助職受験希望者は二、の受験資格を有していれば、現在従事している職の種類にかかわらず、試験の対象となる職のうち一つを選んで受験することができます。なお選考により採用又は昇任させる職(昭和二十八年人事委員会告示第一号)に規定する職は、この試験の対象となりません。

二 受験資格

次の各号の条件を満している者に限ります。

1 吏員昇任試験

〔 現に本県の定数条例内の職員(条件付採用期間中の職員を除く。)として勤務している者。ただし、休職中の者並びに結核に關し任命権者の行った健康診断の結果、要療養、要休養及び要注意Aで勤務時間を八時間未満に制限されている者は受

注 学歴、経験年数は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則(昭和三十年人事委員会規則第三号)に規定する別表第三「学歴換算表」及び別表第二「経験年数換算表」によつて換算するものとする。

〔 昭和三十二年九月一日現在において四級五号給以上の給料を受けている者。ただし、昭和三十二

年四月一日又は七月一日が定期昇給期に当る者で、その昇給により四級五号給に達する見込の者を含む。

四 選考によつて採用された職員は、その職又は他の員職に通算して三年以上在職している者。

2 期限付職員措置試験

現に本県の期限付職員として勤務している者

三 試験の方法

1 第一次試験

一 教養試験吏員又は主事補、技師補として必要な適性及び教養について筆記により行います。

二 専門試験職務遂行上必要な専門的知識につき筆記により次の科目について行います。

(イ) 昇任試験

職種	科目
一般事務	憲法、地方自治法、地方公務員法、行政法、財政法、その他一般事務職に必要な科目
学校事務	憲法、地方自治法、地方公務員法、教育関係法、その他学校事務職に必要な科目

(ロ) 期限付職員措置試験

職種	科目
一般事務	憲法、地方自治法、地方公務員法、行政法、財政法、その他一般事務補助職に必要な科目
補助職	憲法、地方自治法、地方公務員法、行政法、財政法、その他一般事務補助職に必要な科目

土木	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目
建築	建築法規、計画、構造、施工、その他建築職に必要な科目
農業	作物、園芸、畜産、土壌肥料、農具、病虫害、農業氣象、農業経営、農業政策、その他農業職に必要な科目
林業	林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林産製造、森林経理、その他林業職に必要な科目
畜産	畜産汎論、その他畜産職に必要な科目
蚕糸	蚕品種及び蚕種、育蚕、蚕体生理、蚕体解剖、蚕病、裁桑、製糸原料、製糸、纖維化学、蚕糸経済、その他蚕糸職に必要な科目
水産	漁政、漁業法、水産資源、水産増殖、水産加工利用、水産業協同組合法、その他水産職に必要な科目
農業土木	測量、農業水利、農地造構、数学、土壌学、農業氣象、土木施工法、土地改良、その他農業土木職に必要な科目
生活改良普及員	破服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育、その他生活改良普及員の職に必要な科目

- 二 第二次試験
 - 主として人物、適性等について面接により口頭試験を行います。
- 四 勤務評定
 - 平素の勤務成績について行います。
 - 経歴評定 職務に関連ある経歴について行います。

土木技術補助職	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木技術補助職に必要な科目
林業技術補助職	林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林産製造、森林経理、その他林業技術補助職に必要な科目

試験は昭和三十三年十月十日午前九時から
試験は昭和三十三年十月十日午前九時から
試験は昭和三十三年十月十日午前九時から

四 試験の日時、場所及び発表

試験	日 時	場 所	発 表
第一次試験	昭和三十三年十月十日午前九時から	鳥取市立川町四丁目鳥取工業高校	昇任試験は昭和三十三年十月十一日午後三時
第二次試験	措置試験は昭和三十三年十月十日午前九時から	米子市博労町四丁目工業高校	昇任試験は昭和三十三年十月十一日午後三時

六 受験手続

- 1 申込用紙の請求
 - 申込用紙は人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「昇任試験申込用紙請求（措置試験申込用紙請求）」と朱書きし、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封して下さい。

2. 申込

(一) 申込用紙に必要事項を記入し(県の経歴は詳細に記入のこと)所属長(課所長)の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。

(二) 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のないものは受験票を送付しません。

3. 受付期間

昭和三十二年九月三十日(月)から昭和三十二年十月十一日(金)午後五時まで。郵送の場合は、十月十一日(金)午後五時までの着信に限ります。

七. その他

この試験についての問合せは人事委員会事務局(電二一一一庁内一八二)にして下さい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発 行

鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町

刷 所